

第11回 沼田市農業委員会総会議事録

・日 時 令和 4年 11月 7日 (月) 午後1時30分

・場 所 沼田市役所 4階 庁議室

・出席委員

1番 白石 淳一	2番 星野 芳寿
3番 遠西 美子	4番 石井 武久
5番 遠藤 由理子	6番 宮下 庄吉
7番 高井 武男	8番 生方 芳光
9番 萩原 正道	12番 星野 博一
13番 井上 正文 (会長)	14番 牛口 長明
15番 小林 由喜子	

・欠席

10番 中村 順子

・遅刻

11番 金井 繁行

・早退

なし

・農業委員会事務局職員

事務局長	大竹 光
事務局次長兼農地係長	大橋 真実
副主幹	佐藤 エリカ
副主査	宮下 和哉

・会議の概要

- 事務局長
1. 開会前 午後1時30分
- 開会前に本日の委員出席状況をご報告いたします。
- 本日、11番 中村順子委員より欠席の届出が、11番 金井繁行委員より遅刻の届けがございました。
- 在任委員15名中、現在の出席委員は、13名でありまして、関係法規に基づく総会の成立要件を満たしておりますので、ご報告いたします。
- はじめに、井上会長よりご挨拶をいただき、引き続き進行をお願いいたします。
- 議長
(井上会長)
- 議長
2. 開会及び会長あいさつ 午後1時31分
- 議長
3. 議事録署名委員の指名について 午後1時32分
- まず、議事録署名人の指名を行います。
- 沼田市農業委員会会議規則により、議長において、6番 宮下庄吉委員
8番 生方芳光委員の両名を指名いたしますのでよろしくをお願いいたします。
- 議長
4. 諸般の報告 午後1時32分
- 議案審議に先立ち、事務局より農地法に基づく諸般の報告をさせます。事務局より順次、報告をお願いします。
- 下記について報告
- (1)農地法第3条の3の規定による届出について
- (2)農地の合意解約について
- (3)農地復元届について
- (4)群馬県農業委員会ネットワーク機構に関する意見聴取結果及び沼田市地域開発事業指導要綱に基づく事前協議の結果について
- これで諸般の報告事項は全て終了いたしました。
- 議長
5. 付議事件 午後1時35分
- 議案第53号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

議案の朗読を省略し、事務局より説明させます。

議案説明 2件

事務局員

(議案内容説明)

議長

説明が終わりました。審議に入ります。

ただいまの説明に対してご質問・ご意見等ございましたらお願いいたします。

まず1番

2番

無いようですので、お諮りいたします。

議案第53号については、申請のとおりこれを認めることにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

「異議なし」と認めます。

よって、議案第53号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」は、申請のとおりこれを認め、許可することと決定いたします。

次に議案第49号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

議案の朗読を省略し、事務局より説明させます。

議案説明 6件

事務局員

(議案内容説明)

議長

説明が終わりました。それでは審議に入ります。

ただいまの説明に対して、ご質問・ご意見等ございましたらお願いいたします。

まず1番

2番

3番
4番
5番
6番

議長 今回、6件中4件が始末書添付とのことですが、始末書の文言については、形式等はあるのでしょうか。

事務局員 様式等が特に決まっているものではありませんが、概ね、今後は農地法を遵守する旨を記載したものになります。

議長 他にご意見・ご質問等ありましたらお願いいたします。

無いようですので、お諮りいたします。

議案第54号については、申請のとおりこれを認めることにご異議ございませんか。

(異議なし)

「異議なし」と認めます。

よって、議案第54号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」は、申請のとおりこれを認め、許可することと決定いたします。

次に議案第55号「農地法第5条第1項の規定による計画変更申請について」を議題といたします。

議案の朗読を省略し、事務局より説明させます。

議案説明 1件

事務局員 (議案内容説明)

議長 説明が終わりました。それでは審議に入ります。

ただいまの説明に対して、ご質問・ご意見等ございましたらお願いいたします。

無いようですので、お諮りいたします。

議案第55号については、申請のとおりこれを認めることにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

「異議なし」と認めます。

よって、議案第55号「農地法第5条第1項の規定による計画変更申請について」は、申請のとおりこれを認め、許可することと決定いたします。

次に議案第56号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

議案の朗読を省略し、事務局より説明させます。

議案説明 15件

事務局員

(議案内容説明)

議長

説明が終わりました。それでは審議に入ります。

なお、11番と15番の案件については、6番 宮下庄吉委員、1番 白石淳一委員が現地調査を行っておりますので、報告をお願いいたします。

それでは、ただいまの説明に対して、ご質問・ご意見等ございましたらお願いいたします。

まず1番

2番

3番

4番

5番

6番

7番

8番

9番

10番

11番ですが、6番 宮下庄吉委員が現地確認を行っておりますので報告をお

願います。

6番委員 申請地は、南と西側が山林で、傾斜地となっています。東が畑、北側が墓地となっています。転用については、特に支障はないかと思えます。

議長 ありがとうございます。先ほどの説明について、ご意見・ご質問等ありましたらお願いいたします。

議長 ここは勾配がきついところになりますが、排水対策等何かありますか。

事務局次長 事業計画地の下側を駐車場として利用し、後は桜の植樹を行うようです。そのため、現状からそこまで形質を変更するものではないので、問題はないかと思われれます。

6番委員 もともと畑だったところはやや平らになっている状況です。

議長 ここは去年現地調査を行った場所ですよ。

7番委員 桜を植樹するとのことですが、樹木葬を行う予定なのでしょうか。

事務局次長 樹木葬を行うために植樹するようです。

議長 他にご意見・ご質問等あればお願いいたします。

次に、12番

13番

14番

15番について、1番 白石淳一委員が現地確認を行っておりますので報告をお願いします。

1番委員 推進委員及び事務局と一緒に現地調査を行いました。周辺の農地や水路等考慮しなければならないことがあるかと思えます。1点確認したいのですが、測量は済んでいるのでしょうか。

事務局員 測量については、既に行われている状況です。

1 番委員 用水路についてはどうでしょうか。

事務局長 この水路については、原田用水という昔からある水路です。

1 番委員 住民説明会は行われたのでしょうか。

事務局次長 法律上行わなければならないようで、今後行われるかと思われます。

1 番委員 水路はどうなるのでしょうか。

事務局長 原田用水については、用水組合という名前は残っていますが、現状活用している方はいない状況です。用水組合についても、組合長の方はいないので、基本的には各地区の区長さん等に確認していただく形になります。今回については、高橋場町の区長さんの了解を得ていると聞いています。

4 番委員 通常は、売買が決まってから、現地確認等を通して確定することになると思います。

1 番委員 推進委員の方は、まだ決まっていないことが多いので、後々問題等が起こらなければ良いのだが・・・とのことでした。

議長 委員さんとしては、今回は保留とした方が良いのではないかと、との趣旨でよろしいですか。現状は、他法令の許可もまだとのこと、それらの許可が出ないとこちらでも許可を出せないとのことなので。

1 番委員 現状はそれで良いかと思えます。

議長 それでは、以上のことから、今回は保留ということで、諸問題については再度確認することとしたいのでよろしく願いいたします。
そのほか、ご意見・ご質問等あればお願いいたします。
無いようですので、お諮りいたします。

議案第56号については、15番の案件以外は申請のとおりこれを認めること
にご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

「異議なし」と認めます。
よって、議案第56号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」
は、15番以外は申請のとおりこれを認め、許可することと決定いたします。

以上で、議案の審議はすべて終了いたしました。

審議終了 午後2時30分

6. 協議事項

令和4年度沼田市農地等の利用最適化の推進施策に関する意見（案）について

7. 連絡事項

- (1) 行事予定について
- (2) その他

8. 閉 会

終了 午後3時08分